

## 平成26年白浜町議会第3回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成26年9月17日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成26年9月17日 10時01分

1. 閉 議 平成26年9月17日 12時05分

1. 閉 会 平成26年9月17日 12時05分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	瀬 見	幸 男	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	田 井	郁 也	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	中村 貴子	住民保健課長	三 栖 健 次
生活環境課長	坂本 規生	観光課長	古 守 繁 行
建設課長	笠中 康弘	上下水道課長	堀 本 栄 一
国体推進課長	廣畑 康雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇 孝男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課副課長	榎本 崇広		

## 1. 議事日程

日程第1	議案第71号	平成26年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計補正予算 (第2号) 議定について
日程第2	議案第72号	平成26年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議定について
日程第3	議案第73号	平成25年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の 処分について
日程第4	議案第74号	田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に関す る協議について
日程第5	報告第10号	第48期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出につい て
日程第6	報告第11号	第17期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提 出について
日程第7	報告第12号	平成25年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提 出について
日程第8	報告第15号	専決処分の報告について
日程第9	議案第86号	物品購入契約の締結について
日程第10	平成26年請願第1号	JR白浜駅前駐輪場の設置に関する請願書 (委員会審査報告)
日程第11	発議第4号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
日程第12	発議第5号	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出について
日程第13	発議第6号	議員派遣について
日程第14	発委第10号	閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会・総務文教厚生常任委員 会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)
日程第15	発委第11号	閉会中の継続審査申出書(決算審査特別委員会)

## 1. 会議に付した事件

日程第1から日程第15

## 1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成26年第3回定例会第5日を開催いたします。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程については、お手元に配付しています。

本日、議会終了後に全員協議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

本日は暑いので、上着を脱いでいただいて結構かと思ひます。

これより、本日の会議を開きます。

---

(1) 日程第1 議案第71号 平成26年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) 議定について

○議 長

日程第1 議案第71号 平成26年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第71号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

(2) 日程第2 議案第72号 平成26年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

## 議定について

### ○議 長

日程第2 議案第72号 平成26年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

### ○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

### ○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

### ○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第72号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

## （3）日程第3 議案第73号 平成25年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について

### ○議 長

日程第3 議案第73号 平成25年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

### ○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

### ○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

### ○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第73号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

(4) 日程第4 議案第74号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について

○議 長

日程第4 議案第74号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第74号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

(5) 日程第5 報告第10号 第48期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について

○議 長

日程第5 報告第10号 第48期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8 番

議案書の2ページの部分で、1ページにも関係するわけなんですけど、当期損失が346万1,000円となっております。従来からここについては意見の多いところなんですけれども、一応、2階部分、その後の経営状況が改善されたのかどうかも含めて、今後、大変厳しい経営状況の中で、ここはやはり将来に向けての考え方をきちっとしていくべきではないのかなというふうに思いますが、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

ただいま、楠本議員から今期の状況、そしてまた、今後の町の考え方といいますか、特に売り上げにつきましては、前年対比でも平成26年の4月からずっと今集計をしておるんですけれども、第一四半期の4月～6月につきましては、前年比で90.7%でございました。売上総利益につきましても前年比で88%、経費につきましても前年比で88.5%ということで、経常利益も少しマイナスのほうは減りましたけれども、100万少しということで推移をしております。やはり、4月の消費税増税の影響も当初はございました。経費は計画通りには納まっているのですけれども、売店の売り上げの減少がやはり響いております。その分、喫茶部門のところで売り上げを伸ばしておりますので、この7月～9月につきましても、今現在ちょっと集計中でございますけれども、7月末の現在では前年並みに盛り返してはきております。しかし、やはりまだ喫茶部門の改装が終わったところで、これから7、8、9ということで結果が出てくると思うんですけれども、夏の天候不順等にもかなり影響があったようでございまして、実際に売り上げがそれほどよくなかったのではないかなというふうに考えてございます。

特に、ことしの4月から導入しておりますけれども、冷凍みかんを使用したみかん氷とか、こういったものが非常に販売が好調でございまして、喫茶部門の売り上げをかなり押し上げております。ソフトクリーム等、ほかにもございますけれども、やはり夏の目玉として販売を強化しましたので、その分がどこまで今回挽回できているかということ、また後日、9月が終わりましてから精査をしたいというふうに思っております。

いずれにしましても、これからの経営状況は決して安閑としてはおられないと思いますので、やはりこれから、当然この観光自動車道の中での茶屋がどういうふうな形でこれから経営をしていくのか。経営の合理化、あるいは効率化だけはなかなか難しい面がございますので、やっぱりいろいろとしっかりと協議はしているんですけれども、皆様方のまたお知恵も拝借しながら、そしてまた、コンサルタントの方のご意見も聞いております。

いずれは経営につきまして、判断をせざるを得ない状況が来るのではないかなというふうに思っておりますけれども、いずれにしましても、この売り上げと経営等の状況を見ながら的確に、冷静に慎重に判断をしたいというふうに考えてございます。

○議長

8番 楠本君

○8番

ご答弁ありがとうございます。

そういう部分では、一応テコ入れした喫茶部分では、若干のプラス部分があったと、みかん氷とソフトクリームで7、8、9ということで、販売数も販売単価も若干ふえてくるだろうと。こういう認識ですけれども、また、皆さんからもいろいろと意見があろうかと思っておりますけれども、私はやっぱり将来、この部分について思い切った決断をしていく時期に来ているのと違うかなと、こういうふうに思いますので、これは回答結構ですので、課内でも十分ご議論願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長

11番 古久保君

○11 番

10ページ。販売費及び一般管理費計算内訳と、この中で、地代家賃、これ、約259万というふうな形で入っております。この地代家賃というのは、千畳茶屋としてはどこへお支払いしているのかお聞きしたいのと、この水道光熱費、これ400万弱。このウエートもかなり占めております。一応、店長さんも新しくなられたということで、千畳茶屋についてはかなり一生懸命やっておられるということも聞いております。その結果が少し売り上げも伸びてきております。

そんな中で、この地代家賃とか、水道光熱費。そういうあたりでちょっと何か影響している、しんどいなというところがあるんじゃないかというところをお聞きしたいなと思います。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副町長)

古久保議員からのご質問ですが、地代家賃につきましては、平成6年に町と株式会社と土地の賃貸借契約を結びまして、平米単価4,960円の宅地で552.80平米を掛けた金額が259万3,000円という形になってございます。

この契約も26年で満了となりまして、26年度末、ですから、27年度4月から契約更新を考えてございます。当然、地代につきましては、路線価価格が低下になっておりますので、家賃についても大幅に減るものというふうに考えてございます。

それと、水道光熱費につきましては、80万円ほど昨年前期比ふえております。これはどこのご家庭でもそうだと思うのですが、電力会社が電気料を2割程度アップいたしましたその影響が出ているのではないかというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

この水道光熱費は、そういうことであれば仕方ないと思いますけれども、地代家賃、これについてはある程度考慮はできないものか。27年度から大幅に減るということでされておりますけれども、どれぐらいになるのか、その辺、ちょっと具体的にわかればお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副町長)

改定後の賃貸借料なんですが、平米単価がこの前、前期の契約は12万4,000円、これが平米単価1,001円という形になりまして、年間52万3,300円程度になるものと考えます。220万ほど減少する、減るということです。

白浜町にこれはいただいている地代でございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

ということで、一応200万ほども減るということなので、これから努力次第ではかなり

一生懸命やれば盛り返していけるんじゃないかかなと思います。その辺、店長さんあたりも一生懸命やられているということなので、あと、職員の方もかなり減ってきています。

そして、男の方が1人おられますね。私、この間、見てきたのですが、男の方やからというわけでもないのですが、一番大事なレジのところはずっとおられるんですよ。それで、お客さんの相手もそこでされているのですけれども、イメージ的にやっぱり一番お客さんと接する場所、ここにやっぱり女性がおられて、やっぱりおもてなしをしている姿、これが大事ではないかなと思うんです。男性だから悪いとは言いませんけれども、やっぱり接し方を見ていると、お客さんのイメージからすると私はちょっとイメージが悪いなという感じを受けましたので。その辺、どなたに言ったら改革していただけるのか。店長さんも、それはちょっとできないかもわかりませんので、その辺の改革はどうされるか、ちょっと、その辺。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

古久保議員が行かれたときは男性の方が多分お一人だったかもわかりませんが、私も何回か行くようにしております、行くたびに、配置がやっぱりちょっと変わるのでありますが、店長以下3名従業員がおりますので、プラスパートは1名、夏場ですとか忙しいときはヘルプしていただいているのですけれども、特に、私も行ったときは男性の方が1人で、その方がずっとレジのところを、やっぱりどうしてもお客さんが買い物されるときには、必ず行かないといけませんので。ただ、喫茶部門のほうもアイスクリームですとか、そういったところもやっていますので、掛け持ちなんです。ですから、かなり、お客さんが少ないときはうろろろできるのですけれども、なかなかお客さんが多いときは、やっぱりどうしてもレジのところ到店番せざるを得ない状況とか、あるいは1階の売店コーナーもありますので、お客さんがうろろろしている状況であれば、1人はちょっとしんどいかなと、私は感じました。

いずれにしても、ローテーションがございまして、店長と女性の方、それから男性の方という3人のシフトで、何とかうまく回るように、ちょっと店長にはアドバイスをさせていただきます。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外(副町長)

申しわけございません。賃貸借契約、平成27年度からと申し上げましたが、平成26年度4月から、今年度です、すみません。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

先ほどの楠本議員との関連にもなりますけれども、今、古久保議員もおっしゃいましたように、これは白浜町の外郭の団体と言っているかと思いますが。社長は当然、白浜町長と。その中で、この損益表を見てみましたら、今期はかなり改善はされて、その中の一因としてやはり今の新しい店長さんがかなり斬新なアイデアを出して、今まで旧態依然の観光地での土産物店ですか、そういった形の、ただお客さんが来るのを待って、来て、買っていただいて、



そこで精算をただしているというふうじゃなくして、いろんなアイデアを出して、どうすればいいかというような形で一生懸命取り組まれておると、そのように伺っております。私も何回も行きました。

それで、この表紙の1番目です。48期の事業報告書の最後に、来期は120%の業績を伸ばしてまいりますと、そう自分で宣言をしているわけです。ただ、やっぱりそれだけの自信があたりになって、一生懸命やって、それなりの手ごたえがあるのかと、そのように思います。

それで今、古久保議員の質問でわかりましたけど、賃貸借契約の地代も若干というかなんか大幅に減るとなりましたら、来期の決算書、これ見るのが、そんな大きな全体の事業費としては、大きな事業ではありませんけれども、やはり名所、あの千畳敷の中で町直営の別会社の白浜観光自動車道の来期の決算書を見るのが楽しみやなど。今、一生懸命、正規の方、あるいはパートの方、いろんなお知恵を絞って、いろんな方と接触をして、どういうふうにやって、何とか入りこみのを、どういうふうな動線をしたらいいとか、PRをしたらいいとか、そこら辺、広範囲に取り組んでいらっしゃると、このようにお聞きしております。

それでまた、現実には、私もそういった相談をしているところにも通りかかって、お話を聞いたことがございます。そこら辺、町としてもテコ入れできるところはテコ入れをして、それであかんかったら、楠本議員がおっしゃったように、将来、これは3年後になるのか、4年後になるのか、5年後になるのかわかりませんが、抜本的に、あの建物自体をすべて取り壊しをして、今の時代に合った斬新的な施設を建てるのも、当然、事業費等はかかってまいりますけれども、そこら辺も視野に入れて、ここあと2年、3年は今の店長がいらっしゃる間、どういうふうな商売的な改善がなされるか。それでもなされなかった場合は、いよいよ白浜町として、消滅をさせるのか、新たにまた新しいものを建てるか、所管はどこになるか知りませんが、今のうちからまた考えておけばと、そのように思っております。

## ○議 長

番外 町長 井潤君

## ○番 外 (町 長)

今、溝口議員からアドバイスいただきましたように、地代というのが今まで大きな要素だったものですから、年間で256万円、これが本年4月から年間約52万円に大幅に減額となりましたので、大きなこれは経営にとりましてもプラスになると思います。

ただ、まだまだやはり、天候によって影響される部分とか、あるいは経営的になかなか改革をしても、今、お土産の部門が非常にどこもそうなんですけれども、お土産品が売れないというふうな状況で、その中でもやはりいろいろ品ぞろえですとか、もう一度見直しをして、経営的に計画を立てて販売の見直しをしております。

お土産物、小売り中心から先ほど申し上げたような飲食関係・喫茶部門、こういったものを、これがかなり上がっておりますので、このところにテコ入れをして、できるだけ重心を変えていくという方向で考えてございます。

そしてまた、経営コンサルタントの方にもご相談しながら、あるいは商工会さんにも相談を過去にもしておるんですけれども、いろんなところからご意見をいただきまして、銀行の方々とも融資のことにつきましても今まで相談してきましたけれども、やはり、かなり抜本的なテコ入れをして、経営的な刷新をしないとなかなか経営的に安定はしないだろうという

ふうなアドバイスもいただいております。そういったご意見を踏まえながら、これから町としてしっかりと経営状況を見ながら、皆様方にもいろいろと相談しながら、これから立て直していきたいというふうに思っております。

町の職員、我々も含めまして、やはりこの部門に、この事業に入っていくというのがなかなかできません。我々もやっぱり素人の部分がございますので、専門家のプロに経営的なことはお聞きしながら、状況を見ながら判断をしていきたいというふうに考えてございます。

## ○議 長

13番 玉置君

## ○13 番

私、最初に言われた楠本さんの見直しという部分に賛成するわけですが、12年前、私、初めて議員として当選させていただいたときに、8,000万円の借入金がありました。爾来、四、五年は1,000万ずつ、大体借入金を返してきた。1,000万ぐらい、利益の中からですよ、これは。返してきた経緯があると、私、そのようにずっと当初から見ておりました、なかなかようもうかるんやなど、このように思っておりました。それで、株式全部を白浜町が買ったときには、いろいろ民間との問題があったみたいですが、それはそれなりに当初は成功しておった。ただ、5年ぐらい前から売り上げが激減してまいりました。

それ以来、それを前の水本町長のときに、店舗リニューアルというテコ入れをして、そしてまた、売り上げ増を図ることで対応したと思うんですが、反対に売り上げはまだ下がっておる状況。

そんな中で、今、町長がおっしゃったように、メニューの見直しであるとか、コンサルタントにまたお金をかけて、コンサルにいろいろ教えてもらって売り上げを図りたいんだとおっしゃっていますが、経費をかけてもなかなかこれは、私の思いですが、そう簡単にかけた経費分十分利益が出てくるとも、何か思いにくいところがあって、まず、町長以下当局がしなければいけないところは、例えば、委託するときにはどれだけの収益、どれだけの値段で委託するかによって収益は確定するわけですが、今のまま町営で町がやっていると、収益というのは非常にばらつきが出てくる。うまいこといって収益が上がればいいんですが、そこで当然考えていかないことは、今、借入金も3,000万ぐらいあるんですか。その返済において、今後もし売り上げが上がらなんだ場合は、それはまた累積として残っていくわけですよ。

しかし、そこで考えなあかんのは、委託をすれば、例えば先行き何年貸せばどれだけ減っていくというような計画は立てられるわけです。そんな中で、経営コンサルタントにお話を聞いたりするのも結構ですが、やはりどちらが白浜町の財産を有効に運営できるか。自分らがやったほうがもうかるのか。それとも人に貸し出したほうが安定した収益で計画的に返済ができるのか。そのこのところをもう少し。メニューがどうだこうだの論議もそうですが、まず、そのこのところを議論していただきたい。

そして、あの施設の今後のあり方を、そこで考えていただきたい。そのときにコンサルを雇って、コンサルさんの意見を聞くというのは、私は正解だと思うんですが、売り上げを上げるためにこうしろ、ああしろというようなコンサルの中で、それはとらぬタヌキの皮算用で、なかなかうまいこといくかどうかとも確定できないというところがあるので、ぜひそういう取り組みを、委託先を、民間の委託先はどれぐらいで引き受けてくれるのか。どれぐらい

の収益はそれによって白浜町は確保できるんだということも含めて、いろいろと今後のあり方を検討していただきたい。

早急にしていただかなんたら、ずるずる延びていくと赤字がふえないとも限りませんので、ひとつよろしくお願ひしときます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

今も玉置議員からかなりそういったことにつきましては、過去、私が就任してから2年以上になりますけれども、抜本的に経営コンサルタントの方にも、以前は指導料が無料の制度もありましたので、それで受けたこともございます。厳しいご指導もありましたし、現在はここのコンサルの経営の状況の中で、経営等検討委員会というのもありまして、こういったものを使いながら、中小企業の診断士ですとか、税理士さんとか、今、税理士さんがこの中に入っておりますので、その方にもご意見をずっといただいております。その中で、これから、やはり私は抜本的に今議員がおっしゃったように、経営の見直しどころじゃなくて、もっと具体的にこの会社といいますか、この株式会社をどうしていくのかということの根本的な議論もやってきております。

ですから、これから民間委託がいいのか、あるいは、もう少しほかに方法がないのかというふうな、恐らく商品の品ぞろえがどうのこうのだけでは、なかなか経営的に急に上向くということとはなかなか難しいのではないかなと思っております。特に、今の状況につきましては、経営的にはやはり固定費の部分が、非常に高過ぎるんです。これは、固定費といいますが、経常経費ですとか、借金ですとか、地代の部分なんですけれども、それが少し、地代の部分が下がりますけれども、いずれにしても、利益率の高い商品をもちろん取り扱っていくというのも大きなポイントだと思いますけれども、それは並行して今、会社をすぐにとすることはございませんので、やはり利益率の高い商品、すなわち喫茶部門ですとか、こういったものも今見直しをして、かなり収益率の高い部分で貢献をしてきているということもございます。

しかし、今の借金が非常に高額でございますので、これは融資先に、銀行等にやはり返済期間を延ばしてもらおうとか、そういったことも今、考慮しております。

いずれにしても、この支出をまず減らした措置をした上で、今後は経営コンサルタントの指導も、今までも受けておりますけれども、さらに具体的にこうすべきであるというふうな方向性を、町として、方針として固めていって、いずれは出していかざるを得ないのかなというふうには思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議 長

12番 南君

○12 番

2階のテナントの食堂のことでちょっとお聞きしたいんですけれども。たしか、水道光熱費込みでお貸ししていると思うんですけれども、その場合は例えば、電気代何割上がったとかという場合には、家賃には反映されないわけですか。

それと、込みであるとするならば、次の契約の更新時に、やっぱり水道とか電気というのは別個のメーターでやるべきではないかと思うんですけれども、その点、いかがですか。

○議 長  
番外 副町長 林君

○番 外 (副 町 長)

契約の中には、いわゆる光熱水費につきましては、借主が負担というふうになってございます。借主が負担ということになっています。

○議 長  
1 2 番 南君

○1 2 番

前はそうでない、込みで、途中で変わったんですか。たしか、そういうふう聞いて、前ちょっと、メーターが1本になっているから、別々というのがやりにくいということで、たしか水道光熱に関しては、家賃の中に入っているというふうにお聞きしていると思うんですけども。

○議 長  
休憩します。

(休憩 10 時 31 分 再開 10 時 33 分)

○議 長  
再開します。

番外 副町長 林君

○番 外 (副 町 長)

申しわけございません。契約書では賃料に電気料金・水道料金を含まれるということになっています。ガスだけは実費負担ということです。その原因につきましては、電気料金・水道料金が別メーターというのがございませんので、こういうふうな形になってございまして、契約が26年5月31日までということで、契約更新を既に行っております。

一応、借主とも、その辺につきましては、一応協議したいというふうにご考えてございます。

○議 長  
1 2 番 南君

○1 2 番

先ほど言いましたように、やっぱり電気料金が上がったときには、やっぱりそれに反映できるような契約にしていきたいと思っております。

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。  
報告第10号は以上で終わります。

---

(6) 日程第6 報告第11号 第17期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況  
の提出について

○議 長

日程第6 報告第11号 第17期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

別会社ですので、一応、白浜町から町長も役員として出ておられるので、全く関係ないこともないので、ちょっと質問させていただきます。

このコミュニティ放送の役割というのは、町民の方もご存じのように、防災のときの関連ということもございます。その中で、白浜町が1,300万か1,400万ほどで一番大きなスポンサーとなっております。設立の経緯もありますから、そのようなことはわかるのですが、コミュニティFM放送の会社としての利益が落ちてきている。その中で、会社としてどういう人件費なり役員費なり、いろんな自助努力をなさっておるのか。その点について、ちょっとお伺いしたいなど、知っている限りで結構です。

それゆえに、自助努力もしなくても白浜町は今後、役割分担として防災に絡んでいるから、1,300万、1,400万のスポンサー料として出し続けるのか。そこに経営の改善を求めるのか、その辺の町長の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

事業報告書をご覧いただければわかるんですけども、第17期の平成26年3月末の決算の事業報告によりますと、当期純利益が152万9,000円出ておりますので、今までのマイナス、赤字体質からプラスになっておりますので、経営努力、自助努力はされているというふうに判断をしております。

その中で、FMビーチステーション、特に重要な目的といいますか、今、議員がおっしゃったように防災、あるいは減災への取り組みということで、このFMビーチステーション、南紀白浜コミュニティ放送が果たす役割というのは、やはり放送のみならず、そういった大規模災害のときのいろんな対応、こういったものにもあるかと思えます。

その中で、今、特に私どもが考えているのは、FM内での体制もそうですけれども、町との連携といいますか、危機管理室がございますのでその辺の連携をこれから図っていくべきではないかというふうに思っております。その中で、かなり今までも経営的なことでいいますと、取締役会等でも議論をしております。侃侃諤諤やっております。その中で、例えば、番組の審議会というのも年に6回やっておりますし、過去におきまして、なかなか収益が上がらなかった部分もございましたけれども、スポットの見直しですとか、いろんなところで営業をかけていただいたり、人員の経費のところ、人員を少しカットしてもらったり、いろんなところでやはり努力はしてもらっていますので、今後、もっと町の中でこういう議論が行われればいかなと思っています。

もう少し民間の方々に参加してもらおうとか、田辺のFM放送もございますけれども、そういったこともいろんな経営の見直しの中で考えながら、他のFM局との連携ですとか、いろんなことで今やってくれております。

ですので、自助努力はもちろんFMビーチステーションの中でもやっていただいております。

すし、我々との連携の中でもやっておるんですけれども、まだまだ十分とは言い難い部分がございますので、これから町、そしてまた地域、そしてまた町民の皆さん、こういった方々からももっと積極にご意見をいただきながら、やはり、もっとリスナーをふやしていく、あるいは番組の中身をもう少し見直していく、考えていくということが重要ではないかなというふうには思っております。

特に、国体も来年に控えておりますので、国体推進課との連携。危機管理室との連携、こういったものを強化することによりまして、もっと町民の皆さんに、FMビーチステーションの現状といたしますか、あり方をいろいろとアドバイスいただいて、ご意見をいただければうれしいなというふうには思っております。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

例えば、収益が上がっている会社であれば、今、白浜町がスポンサー料として払っている千三百万円、これが高いか安い、それが必要か必要でないか、その辺については、今後国体もありますから、いろいろそういうスポット的なところはスポット的な値段として払うとしても、今、基本的に1,300万から1,400万近いお金をスポンサー料として払っている。それについて、その金額が高いか安いというよりも、その辺、妥当であるかどうか。収益が上がったんだったら、減らしてもらってもいいわけですよ。普通から考えたらですよ。そのあたりは町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

町から補助金という形で、名目で一定の金額は出しておりますけれども、それが例えばいきなりなくなると、やはりとても大変な経営的に厳しい状況に陥ると思うんです。ですから、そのあたりも今後収益の状況を見ながらですけれども、やはり少しでも町からの負担金といいますか、補助金が少なくなるようにはもちろん、これから協議の中で話し合いをしていきたいなというふうには思っておりますけれども、いずれにしましても、私はこのFMビーチステーションの位置づけといたしますか、あり方はやはり経費的なものももちろん大事ですけれども、過去においてもずっと何年にもわたりまして、そういったことは議論されてきました。その中で、もう少し防災・減災という町民の命を守る、財産を守るという観点から、これは必要な事業であるという位置づけも、町民の皆さんにはわかっていたきたいし、もちろん赤字でなくて黒字になるのがもちろんいいわけですがけれども。町からの補助金もできるだけ少ないほうがいいわけですがけれども、これからその辺のことも含めて、町民の皆様方からもいろんなご意見とか、ご協力を賜ればありがたいなというふうには思っておりますので、経営努力は続けてまいります。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

このFMにつきましては、私、20年ほど前ですか、真鍋町政のときにこれが設置されて、そのときにも一応、FMコミュニティ放送、これはつくる限りはやっぱり町民の人に親しま

れるように、関心持ってできるような放送内容にしてほしいと、地方独特の個性を生かした放送をしてほしいと。東京から音楽が流れるのもいいですけども、やっぱり地方のいろんなところへ訪問して、いろんな方々の声を聞いて放送してくれないかという希望を申し上げたことを思い出すんですけども。

そういう中で、やっぱり今、町長のお口からも、町民に愛されるFMでなかったらいかんということですので、きょうもたくさん傍聴席に傍聴者がお見えになっておられますけれども、やっぱり、これ、議会の姿も放送に乗せられないか。やっぱり一般質問ないしは議事の、議員がどれだけ動いているか。

今、地方の議員の質を問われている時代ですので、この辺を何とか受け入れられないものか。議会の一般質問を放送で流す、家庭の中で聞ける、気楽に聞ける。役場まで行かなくても聞けるといふ、こういう姿をできたら希望したいんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

さきに私が補助金ということを申し上げましたけれども、これ、補助金は正確ではございません。放送委託料ということがございますので、訂正をお願いいたします。

もう1件、今、町民に愛されるFM放送ということで、古久保議員から議会の様子を放送してはどうかということは、議会の中でぜひ議員さんの中で皆さんがご協議いただければありがたいなというふうに思っております。

私もこの議会の状況というか、こういったものをやはり、もっと町民に知っていただくということで、他の市町村でも一部取り入れられておりますけれども、やはり、傍聴のみならず、そういったものを公の電波に乗せていくとか、あるいはテレビ等でやはり後日放送していくとかいったことが進んでおりますし、これから町としては、この辺のこともぜひ皆様方に考えていただきまして、FMビーチステーションを有効に使っていただければいいのではないかとこのように個人的には思っております。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

私も今、古久保議員がおっしゃった、今の広く町民に愛されると、その一環としてこういった一般質問の放送を、この今のFMビーチステーションのほうから白浜町のほうに、こういった形、例えば一般質問の放送を一度町として検討していただだけませんか、そういった営業的な話は今まであったのか、なかったのかというのを一度聞きたいなと思っていたのが、今、古久保議員もおっしゃいましたけれども、そういった話は白浜町から売り込んでいくのではなくして、当然、その放送を流せば、当然放送料というのか、金額的なものも発生すると思うんですけども、当然、FMビーチステーションのほうから営業の一環として、やはり広く町民に対して町議会の一般質問、住民代表として、それぞれの代表の議員が質問をする、その放送を白浜町としてそういった形で流す用意はございませんかと。そんな営業的な話は、FMビーチステーションから町長に就任されてから2年間の間にあったのか、なかったのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

私が就任してからは1度もございません。取締役会でもそういったことが議論になったことはございませんので、今後、議員さんの皆様にもぜひそういったことでご意見をまとめていただいて、むしろ逆提案でもいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひFMビーチステーションに対して、働きかけをしていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長

1番 溝口君

○1番

本来でありましたら、こういった会社から少しでも利益を上げる、そういう一般質問でありましたら、最低、白浜町議会、現状でしたら2日間は朝9時半から夕方5時ぐらいまで、途中休憩はありますけれども、大体流してどれぐらいの放送料というのか、それぐらいの金額になるのか、私、まだわかりませんが、そういった本来会社から白浜町に対して営業を図るべきやなと思うわけですけど、今、町長が議員のほうからの反対の逆提案もしかりではないのですかと、そういうふうなことで。

以前、楠本議員なんかともお話ししたときも、昔、一般質問でも取り上げたことがあるんですよと、そういうふうなことをお聞きしていますので、今、町長が議会のほうからでもそういうふうな形ではどうなのというような形で、もしありましたら、一度また議長と相談をして、議員懇談会等で諮ってまいりたいと思うわけであります。

それと、ちょっと細かいことではありますが、この2ページの周辺市町村での取り組みの中での、この最後でありますけれども、当然大事な我が町の選挙、町長選挙、そしてまた白浜町議会選挙、スポット放送、スポット告示、速報放送となっておりますけれども、今回のこの3月の町議会選挙、そして、その前の選挙と、私も今、3期目を迎えさせていただいておりますけれども、たしか、私が初めて出たときは選挙管理委員会の方が、例えば10時に発表いたしますと、その声をそのまま音声で拾って、そのまま放送していたんです。だから、聞いていたらすぐわかったわけです。

多分、今回の選挙、その前の選挙なんかは、大分時間がたってからそれぞれ各候補の票数というのか、放送されていたように思うんです。なぜそれがそのまま実況中継的に音声を拾うだけですから、選挙管理委員会の報告者の方が第1回目、10時の得票を報告しますと、その音声を拾ったらそのまま中の実況がすぐわかるわけですが、そこら辺の同じ町民の皆さんが、若干今回、投票率は下がりましたが、やはり7割の方が投票されておるわけですから、いち早く自分の入れた候補者の方がどういった得票であるかというような、そういった工夫も、やっぱり基本的で、それも反対に町の選挙管理委員会のほうから、そういった次の選挙については、音声をそのまま広告を流せば即座に伝わるわけですから、こういったスポットの後の速報といいましても、かなりおくれて速報がされて、10分、15分と。選管が発表したその音声をそのまま拾うことは、今の技術ではそんなに難しいというか、1回目はたしかそういうふうな手法をとられていたと思うんですけれども、そこら辺、選挙管理委員会もいち早く町民の方に選挙結果をやっぱり知ってもらおうと。そこら辺の工夫はしてくださいという形で、選挙管理委員会からこのFMビーチステーションにそういった形に



ついて申し入れをしていただきたいと、そのように思います。

○議 長  
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

この選挙結果の放送の方法につきましては、また、FMのほうと相談させていただきたい  
と思います。

○議 長  
2番 三倉君

○2 番

業務報告書の中で、ちょっと初歩的な質問になるかも知りませんし、細かいことになる  
というのか、内容的なことにもなるかも知らないんですけれども、他局との連携強化につ  
いてというのがありまして、昨年同様に、近畿コミュニティ放送協会を通じて他局と交信と、  
そういうのを行ったというわけです。番組の配信等を実施して強化を努めたというのですけ  
ど、この事業をするのにお金というのか予算的というのかな、そういうものについては、か  
なり要るものなんですか。

それと、その下のほうの行に、また県内エフエム和歌山87.7ですか、関東方面とかい  
ろいろあって、クロストーク放送による白浜温泉観光PRを継続して行っていますとあるん  
ですけれども、これについてもお金のというのか、予算的にそういうのを、よそとの交信す  
ることによって、要るのか要らんのかというようなことです。

というのが、やっぱり危機管理云々もそうですけど、やっぱりこういう電波を通じて白浜  
町温泉等の観光のPRというのは、関東方面、また、県内だけじゃなしに、やっぱり県内か  
ら来るお客さんについては、宿泊のお客さんというのは少ないと思うんですけれども。やっ  
ぱり、関東方面であったり、それから、大阪にしても兵庫にしても、やっぱりそういうよう  
な格好から宿泊ということを考える中で、白浜温泉をPRしてもらえる、絶好の交信するこ  
とによっていい場じゃないかと思ったりするんです。

委託料として1,300万払っている中で、そういうことを十二分に活用していただける  
ものなのか、それとも、またそういうことをすることによって事業にお金が必要なのか、その  
辺も検討して、もうちょっと危機管理の問題の配信していただいたり、地元のイベントをも  
うちょっと日本国中にこういうような交信して、続けていっていただけるような、やっぱり  
事業的なものの拡大を、予算も伴うことなんですけども、その辺もしていくべきではないか  
というように思ったりするんですけど、いかがでしょう。

○議 長  
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

他局との連携強化につきましては、やはり、白浜町のPR、お客さんを呼ぶということか  
ら考えれば、大変重要なことですので、その辺はFMの会社のほうへ相談したいと思いま  
す。

今、質問いただきました事業費につきましては、今、調べに行っておりますので、時間  
をお願いします。

○議 長  
2番 三倉君

○2 番

やっぱり、何するにかにするにしたって、事業費というのですか、予算を伴うような格好になると思うんです。その予算の中で、やっぱり少ない予算の中で、より有効に使えるような話と、やっぱりこういう電波を通じて発信できるのがあるんですから、より多く白浜町をPRしてもらおうような交信、配信の中で進めていただきたいなと思ったりするんです。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

先ほどの事業費の件なんですけれども、FM世田谷さんに払う分は、月2万1,600円でございます。それから、レディオ湘南さん、ここへは月1万800円です。それから、川崎FMさんにつきましては、費用は要らないということでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

今、それだけのものを支払っているということですけど、今後その交信なり配信をより密にして、より多くというか、より多くやっぱり白浜町をPRしてもらうなり、そういうことをするに当たっては、やっぱりそれ以上の今、上げられた予算以上のものを要するのか要らんのかとか、そういう中で進めていただけたらいいんじゃないかなと思うんです。それは要望みたいな形にもなるんですけど、その辺を検討していく必要があるのではないかと、PRの、要するに観光白浜として、というふうに思うんですけども。

だから、答えは要りませんけれども、検討してもらえたらということです。

○議 長

他局との連携強化については、よく検討していただきたいということでございます。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

報告第11号は以上で終わります。

---

（7）日程第7 報告第12号 平成25年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について

○議 長

日程第7 報告第12号 平成25年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

今、はまゆう病院が新館になりまして、それで新しい次の新館に続きまして、リハビリの新築の建物も建てる計画も今、進んでおると聞いておるんですけども、いろんなところの仄

聞によりましたら、内部の意見調整というか、そこらの意思決定。当然、はまゆう病院の理事長は白浜町長が兼任をしているわけでありましてけれども、町長は町長、こちらの職務上、やはりそういったはまゆう病院のそういった事業展開については、後で報告が上がってくるぐらいであろうと、詳しい中身まで多分知らないのではないかなというふうな形は当然するわけでありまして。それはそれで当然、致し方ないことなのかなと思うわけではありますけれども、いろいろ仄聞している中では、どの事業をするについても病院内の検討委員会等々が、そういったものが立ち上がっているわけでありましてけれども、所詮こういう言い方をして悪いですけれども、専門外の分野であるかと思えます。

当然、はまゆう病院につきましては、医療関係者、そういった分野では秀でておる方ばかりでありますけれども、特に、病院の新築建築、そしてまた増築。そしてまた新たな事業展開と。それについての、そういった構造物等につきましては、どうしてもほとんど素人というか、専門外の方と。そしたら、どなたが一体音頭をとって、こういうふうな形をお決めになっているのかなと、私、不思議に思うことがありますわけでありまして。

その中で、前、全員協議会等でも言いましたけれども、囑託さんというか、賃金さんというか、昔そういった、今は倒産をされた、会社を整理されたある建設会社にお勤めだった方お一人しかそういった専門的なことを知らない。その方の意見にほとんど振り回されているというか、相談する相手がないから、当然相談をされておるかと思うんですけれども、それはいかがなものかなと。当然、白浜町には建設課であったり、やはり建設に秀でた、そういった専門的な諸君もおるわけでありまして。ですから、基本的なことを、やはりもう少し、病院内ではあくまで別個の財団の医療法人で、公益法人でありますけれども、やはり白浜町と一体となった病院であること、これは事実であります。白浜町からも当然、はまゆう病院に対してはお金が出ているわけでありましてから。

ですから、ここはやはり、はまゆう病院に対して、そういった今回の増築で、多分一連の事業は完遂するとは思いますが。いろいろ、今度、いろんな大幅なまた改装であるとか、また保守点検で、やはり見直しの部分であるとか、そういった場合は、白浜町の専門で、そういった建設の中には建設課と、一級建築士を持ったそういった職員も配置されてわけです。ですから、そういったところにやはり一度相談をして、それで大きな判断材料の1つにすべきであると、私はそのように思っておるわけですが。今までのはまゆう病院の進め方を仄聞して、そしてまた見ていると、余りにも意思決定がどういうふうな形で決められているのか、聞いて見ている範囲の中ではありますけれども、ちょっと不可解というか、ちょっと私なりには理解できない点が多過ぎると、そういう点がございまして。

ですから、その点につきましては、細かいことを言いましたら、大変いろんな問題等含まれておりますので、言いませんけれども、ぜひとも町としても、このはまゆう病院に対して、そのような指導というか、していただきたいと、そのように思っています。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、ご指摘いただきましたことは、過去におきまして町としましては、特に、先般発生しました給食業務の委託業者にかかわる入札での不祥事、こういったことも含めまして、反省に立ちまして、当然のことながら経営の健全化、あるいは町民の皆様に対する信頼の回復、

こういったものに取り組んでおります。

やはり、関係課との連携、これは町もかなり今までそれを反省するところでございますけれども、担当の部署・課ともっと連携をして、建設課あるいは住民保健課ですとか、いろんな部署がございますので、その中で社協さんとの連携ですとか、いろんな取り組みが可能だと思います。

これからはそれをやはり考えながら、町の中でもっと交流を深めていくといいますか、もっと入っていくというか、そういったお互いに行き来できるような、そういった関係を構築していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、やはりこれからは住民の皆様への安心安全の図られる地域の医療の体制と、それから、地域の住民の皆様のための病院であるというふうな位置づけで、公益財団法人でございますので、公益性がより社会的に問われるというふうに思っております。その中で、私自身も今までの反省に立ちまして、今後、町ともっといろんな協議をしながら、そして、評議委員会、理事会も諮られておりますので、その中で皆様方と話をしながら、特にまゆう病院のこれからの運営につきましては、町全体で考えていきたいというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

はまゆう病院については、いろいろと不祥事、町長の口からも出ましたけれども。その不祥事の中で、今また大変なことが。理事長としてご存じないかもしれませんが。

私が人間ドックを受けて、例えばです。検査結果、私のところへ来ますね。それが送ってこられたこの封書、古久保恵三ってきているんです。中身、検査の結果を見たら、井潤誠さんの検査結果が入っている。あり得ますか、こういうこと。これ、大変なことですよ。こういう現実が今、はまゆう病院で起こっているんです。これ、一遍事務局で聞いてください。私も確認しに行こうかと思っているけども。これは個人情報云々の話じゃなしに、1人の人間の上から下までの検査結果が他人に渡るんですよ。他人の目に触れるんですよ。こういうことが今、はまゆう病院で起こっておるんです。

それで、やっぱり、診察についても、いろいろと私、聞きます。この間も不祥事の中でいきましたけれども、やっぱり看護婦さんの姿。やっぱり、お医者さんをのけて、看護婦さんが診断してしまう。診断というよりもアドバイスしてしまう。そら、お医者さんの許可を受ければ、看護婦さんもそういう診断ができる。ああ、熱出ていますね、風邪ですね。そういう簡単な判断してしまう。これも大変なんです。こういうことができないんです、看護婦さん、本来は。

ですけれども、医師が、その程度ならという形で許可を出せば何とかできないこともないらしいですけれども。その辺の細かいことも私は知りませんが。そういうことが今、はまゆう病院の中で簡単にやっているんです。これは大変ですよ。1回、詳しく調査してください。こんなのミスでは済まされませんよ。この現実を一遍ちょっと調べてください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今その件は、私も初めて聞きますのでしっかりと精査をして、調査をして原因の分析とそれから結果をまた、ご報告申し上げますけれども、あつてはならないミスでございますし、ミスとは言えないような、これは私自身も、個人情報云々の問題じゃなくて、やはり大変な問題だと思います。それが事実であるならばです。

しかし、その辺、ちょっと病院のほうに確認をしておりますので、何とも言えませんけれども、正確に調査をした上で、またご連絡をさせていただきます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

今、町長の口から言われましたけれども、これは一応、調査必ずしてください。調査して出たら報告してください。そのまま置いておかないでください。これ、本当に、これが事実であれば、私も今確認していません。話を聞いただけです。ですから、それだけ言っておきますけれども、確認してください。事実をつかんでください。よろしく願いしておきます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

ちょっと確認できてないですけども、今、特定健診とかそういう、ドックはどうだかわからないですけども、民生課のほうからそういう結果報告が来る場合がありますよね、健診を受けた方に。そういうところも一緒に精査していただいて調べていただけたらいいかと思えますけど。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

その件についても、また調べて報告させていただくようにしますので、よろしく願います。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

私、その点ではないのですが、経営状況のことで、はまゆう病院はなかなか頑張っておられると。よそのことと比較するわけじゃないですけども、利益が出ているというふうに私は認識しているのですが、経営の中で、今、シャトルバスははまゆう病院が運営しておるわけですね。あそこの経費のかかることですが、今、収益が黒字であるという中で、そういう町民の方に対するサービスのシャトルバス、これをもう少し充実を図るように、理事長のほうから進言していただきたいなど、このように思うんです。

こういう病院とか云々は、利益が上がればいいという組織ではありませんし、できるだけ多くの方に利便性を求めるように、はまゆう病院がこれから対策を練っていただく。ありがたいことに黒字でありますので、そういうところはしやすいかなと思うので、ひとつその辺、町長のほうから、ご指導とかご意見を出していただきたいなど、こう思うのですが。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この件も議会でも一般質問ですとか、いろいろと全協等でも今までご説明申し上げてきました。ですので、議員もおわかりかと思えますけれども、現在は例えば白浜はまゆう病院の現状は黒字だとしましても、これから大変厳しい経営状況に陥るという可能性もございます。これから数年を考えたときに、今の新本館建設工事のこれからのいろんな意味で、プラス要素だけではないということもご理解いただきたいと思えます。

その中で、もちろん住民サービスとしてのシャトルバスのあり方、これも各議員からもいろんな意味で、過去にもご要望いただいております。その中で、どこまではまゆう病院としてこれから経営の状況を見ながらできるのかということで、少し時間をいただきまして、はまゆう病院のほうと実際、町とで具体的に協議を進めていきたいというふうに思っておりますので、またその結果はご報告申し上げます。

○議 長

先ほど、古久保議員のほうから、人間ドックの報告で、例えばという発言があったのですが、例えばという発言はいかがなものですか。それは正確なもので発信はされたのですか。

11番 古久保君

○11 番

いえ、報告が、人間ドックの、健康診断の、はまゆう病院へ行ってもらいますね、その結果が、通知が後から来ます。その結果通知が別の人のものが入っていたということです。

○議 長

例えばは要らんね。本人の確認ですね、事実ですね。

11番 古久保君

○11 番

事実という形で聞いていますから。だから、詳しく調査してくださいということです。

○議 長

例えばじゃなくて、事実を発言されたということによろしいですね。

11番 古久保君

○11 番

そうです。はい。

○議 長

7番 水上君

○7 番

この報告書をいただいておりますので、お尋ねします。

医師不足というか、その充足というか、何年も前からやはりその辺、ご苦労があるかと思うんです。現状、そして看護師さんの定数に満ちて、看護業務に当たっていただいているかと思うんですが、不足はないでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

これも先般、議会の皆様に報告会と申しますか、はまゆう病院との協議の中でご質問いただきましたかと思うんですけども、やはり今現在は、我々、医師の確保に努めておりまして、近畿大学さん、大阪市立大学さん、それから谷口院長の出身校である自治医大等、いろんなところをお願いをしまして、随分と体制も整ってまいりました。ご存じのように、昨年は整形外科にも新しい先生が来られました。泌尿器科にも新しい先生が2人体制で今は充実しております。

ですから、まだまだ欲を言えば、これから内科にしましても、神経内科にしましても、リハビリにしましても、まだまだ必要な医師のところはございますけれども、現状では決して満足はしていません。いずれにしましても、これからもっと充実させるべく、この病院の特徴を生かした医師の体制づくりを各方面に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○議 長  
7番 水上君

○7 番  
ありがとうございます。看護師はいかがでしょう。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)  
看護師さんにつきましても、やはり出入りは結構ありますので、そのあたりで必要などころにはすぐに公募をして、体制を調えるようにしております。

○議 長  
7番 水上君

○7 番  
実は、やはり、看護ケアというのでしょうか、看護師さんの役割は大変業務も多様というか、ニーズもたくさんだと思うんです。ところが、やはり、そのケアが忙し過ぎて、多少住民の方からご不満を聞くことがあります。それはやはり、人員が充足できていないのかなということもありますので、そこら辺も聞き取りなんかさせていただいて、どこがどうだということも把握していただきたいと思っております。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)  
そのあたりも現場のほうのことでございますので、私もすべてにおきまして詳細を知り得ているわけじゃございませんので、特に副院長ですとか、院長さんと話をして確認をした上で適切に体制をとっていきたいというふうに思っております。

○議 長  
質疑を閉じることに異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。  
報告第12号は以上で終わります。

---

(8) 日程第8 報告第15号 専決処分の報告について

○議 長

日程第8 報告第15号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第15号は以上で終わります。

---

(9) 日程第9 議案第86号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第9 議案第86号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第86号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

(10) 日程第10 平成26年請願第1号 JR白浜駅前駐輪場の設置に関する請願書  
(委員会審査報告)

○議 長

日程第10 平成26年請願第1号 JR白浜駅前駐輪場の設置に関する請願書についてを議題とします。



事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

請願審査報告書を朗読した。

○議 長

本案に対する委員長報告を求めます。

（省略の声あり）

○議 長

省略いたします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

平成26年請願第1号についての委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、平成26年請願第1号 JR白浜駅前駐輪場の設置に関する請願書は採択することに決定しました。

---

#### （11）日程第11 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

○議 長

日程第11 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長から、案件を朗読します。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

発議第4号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

（省略の声あり）

○議 長

省略いたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

発議第4号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

## (12) 日程第12 発議第5号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出について

○議 長

日程第12 発議第5号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長から、案件を朗読します。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

発議第5号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

2番 三倉君(登壇)

○2 番

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書。事務局からこのことについて、先ほど、朗読していただいたわけでありましたが、なぜ憲法改正が必要かということにつきまして、現行憲法につきまして非常事態と申しますか、東日本大震災の発生や、また予想される首都直下型大地震の恐れ等が起これと言われるわけです。このときに結局、国会において、要するに首都直下型地震であれば、国会そのものがどういう状況にあるかわからないというような状況でもあるわけです。

そういった場合に、緊急の事態を要した場合、国会を開くにあたってどこで開くのかとか、それをどうするのかというのが、今の憲法に記載されていないというところがあるわけです。一般的には、戦争放棄の第9条にかかる問題とか、96条の問題について討議されているこ

ともあるわけですが、それはそれとして、私はそれについても改正なり、やっぱり見直しが必要じゃないかなと思われるところもあるんですけども、今、申しましたように、非常事態におけるそういうことについては、今の憲法では記載されていない。

また、そういうようなことから、東日本大震災の場合に、あまりうまく機能できなかったことも、菅内閣のときにそういうことがあったわけでありまして。ある程度のことはあるのですが、その辺がいまきちんとしていないので、そういった見直しをする必要が早期にあるのではないかなというようなことから、私は憲法の見直しをやっぱり早期実現に向けて、提案するものであります。

それと、9条の問題につきましても、憲法制定というんですか、できた当時は常任理事国5カ国があったわけですけども、そんな中でアメリカがかなり世界の警察官というような形で、ある程度のこの問題はあったんでしょうけれども、今、アメリカにはそういう力はありませんし。

いま1つは、常任理事国の中で、ロシアや中華人民共和国が入っているわけです。その中華人民共和国そのものが今、尖閣をはじめとしてそういった問題を起こし得るような状況にあるわけです。以前は社会党の党首の中で、やっぱりそういう有事の場合には、国連の軍隊に依存すればよいというようなことでできていたわけです。その状況が、今、国連が果たしてそういう状況であるのかというようなこともありまして。

それといま1つは、やはり、自分の国は自分の軍隊なりで守るというような自分らで守るといふ、根本的にそういう形にあると思われるものですから、私はこのことについて国会に憲法の改正、早期実現を求める意見書について提出する次第であります。

以上です。

○議 長

お静かに願います。

本案に対する質疑を行います。

10番 廣畑君

○10 番

今、説明を受けましたけれども、この意見書の案文の中の、今の70年間開戦が行われていなかったというようなことでありますけれど。この間の我が国を巡る内外の諸情勢は劇的に変化を遂げたとありますが、先ほど議員が言われたアメリカの減速といいますか、力の減退といいますか、そうした問題。それから、ロシアや中国などの問題、また、領土の、尖閣などの問題などを挙げられております。

こうした点について、やはり、私は外交の力で対応していく必要があるというふうに思うわけなんですけど、こうした点について、なぜ今、こういうふうなことの提案をしていくのかどうもわかりません。こういった点について説明をまずお願いしたいというふうに思います。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

廣畑議員の質問に、的確なる答弁であるかどうかは、ちょっとわからんですけど、私なりに答弁させていただきます。

外交の力でということですけども、国内においての話なんですけれども、国内では警察

官があるわけです。それで、警察官がそういう取り締まりによってできているということになるんですけども、外国にはそういったものがないと。そのためにということで、以前は、そのためにというのではなしに、そういう形の中から国連が国連軍として、そういうことに対する対応をしていくという形であったわけですが、今、先ほども申しましたように、アメリカがそういうような国力的なものもないし、そういう権威もなくなってきたと。

合わせて、結局、中国やほかの諸外国の中でも、そういったようなことがあると。それをまとめていけるような状況でない。自国は自分で、イスラエルにしたって、アフガンにしたって、ああいうところについても、結局国連が入って行ってやっていっているかと言ったら、やれるような状態でもなしにというような形であると。

ただ、そういうような外交の力でということで、それはそれでしていかなければならないことはならないんですけども、何と申しますか、戦争なりそういうものが起こってからでは遅いわけです。それは起こる可能性はなきにしもあらずでというようなことにもあるわけです。だから、その辺から考えて、起こってからでは遅いというようなことから、やっぱりある程度、自国の防衛をしていかなければならないのではないかとというようなことから、私はやっぱり必要ではないのかというように思うわけです。

ただ、できたから戦争すべき問題では、別に戦争するわけでもなしに、守るための整備として必要ではないかというようなことから思っているわけです。

いま1つは、結局、自衛隊という形であるものですから、だから、そういう仮の話はどうなということにはなるんですけど、現に尖閣には結局、中国の船籍があるわけです。それがそういうたとえ話は的確かどうかはわかりませんが、漁師さんが結局、中国の漁船が百隻ほど来た場合、避難なんかでそういうような場合、要は、その場合だったら、日本の領海の中へ侵犯された場合に、結局、海上保安庁が対処するという形になるんですけども、それが軍服じゃなしに漁船の服装をしていて、軍隊であった場合にそれ以上の対応を海上保安庁ができないというのが、今の法律の中であるわけです。憲法のもとであるから。そういったことも、きちっと整備していく上において、それは今、廣畑議員がおっしゃる質問に対する答弁ではないかわかりませんが、そういうことも想定した中で物事を考えていくべき状況にあるのではないかとというように思うものですから、私はやっぱり自衛隊法をきっちり軍隊にして、ただ、軍隊に変えるような方法と、それから、危機管理の状態の統制をとるためにということから、早期実現を求めての意見書を求めるということでございます。

## ○議 長

10番 廣畑君

## ○10 番

今の、先ほどの話の中でも、意見表明の中でも、9条、それから96条の話も出ました。あるいはまた、震災などの不測の事態にどういうふうに対応していくか、政府なりが対応していくかというふうなこともおっしゃられましたけれども、こうした今の憲法の中でも、そうした連携協力を政府内で、そうした不測の事態になったら連携協力をしていく。国民をまとめていく、そういう力があるというふうに、私は思います。

それから、くしくもこの9条、それから9条のいわゆる戦力不保持、それから96条、これは国会議員の3分の2以上の賛成があったら簡単に言うていきますけれども、憲法を変えることができるということと、国民の過半数の支持があると、2本立てになっておるわけです。

けれども、このまず9条を現日本国憲法の前文では、戦争放棄をする。アジアや日本の国民、アジア2,000万の人々、日本の国民300万の人々が犠牲になった、さきの日中戦争から太平洋戦争に至るまでの、こうした事態の中で生まれた日本国憲法であります。

そういう中で、9条で戦争放棄をしておる。これをやはり70年間、改正をしてこなかった。これはやはり国民の中に、こうした平和主義ということが根づいていった。このように私は思うわけですが、そうした点についていかがか。あるいは、この9条、今の自衛隊、本来、自衛隊というのは、最近まで安倍内閣が憲法解釈を変えていく、この7月1日ですか、変えましたけれども、閣議決定で変えましたけれども、それまでは専守防衛、日本の国は専守防衛を国是として70年ぐらいにわたって、9条のもとで守ってきたと、こういうことがあります。

こうした点を、一遍の閣議決定で解釈を変えていく、大変無理なものがある。この立憲主義に基づいて、憲法に基づいて、国やとか政府を縛っていく、これが立憲主義であるわけなんですけれども、そうしたことについても96条、あるいは9条、それから立憲主義について、三倉議員、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

立憲主義のことについては、私も詳しくは理解してないんですけど、ただ、やっぱり憲法解釈についても変わっているというような状況でもあります。そういうような状況の中、憲法解釈じゃなしに、法律の中で変わっているような状況をはっきりすべきではないかというようなところから、私はこういったことについての早期実現をとる憲法改正についてを提案するわけであります。

それと、70年間につきまして、今までどうこうなかったじゃないかなということですが、ごもっともなことなんですけれども、その70年間の間で、日本の国じゃなしに、日本の国を取り巻く諸外国の情勢というのが、先ほどから申しているように変わっているわけです。だから、その変わっている話の中で、やっぱり対応していかなければならないというところから、憲法改正を早期にすべきではないかというようなことであるわけです。

憲法学者の方の話の中で、私も少し、いまいち理解していない部分もあるんですけど、情報の文章の中で、日本の近隣諸国だけをとってみても、米国・ロシア・中国・北朝鮮といった国が、以前には核を保有していなかった国が、現在核を保有しているというところがあるわけです。核戦争になるというのはいささかなものかということで、そうなるはならないんですけど、そういったような情報が変わってきているということの事実です。

中国や北朝鮮は、日本に対してわずか数十分で到着する弾道ミサイルを多数保有しているのが現状であります。また、我が国固有の領土である竹島は韓国に不法占拠されたまま50年も経過したというところもあるわけです。それは武力を持っていないからということもそうなんですけれども、それを話し合いにしても今、状態が和解されていけるというような状況ではないわけです。そういったような状況まで、だからといって戦争をするということではなしに。

また、今まさに現憲法下の体制のもとで尖閣諸島についても、先ほどから申しておりますように中国に占領されようとするような状況に至っているわけです。だから、そういったこ

とからも、立憲主義の話とは少し変わるかわかりませんが、私はそういった日本の国を取り巻く諸状況からやっぱり変えていって、自分の国は自分で守るという形の中の憲法にし、やっぱり、それだけではなしに先ほど申しましたように、直下型地震なんかが起こった場合、だれが緊急事態における指揮命令を出せるのかということも、今の憲法ではなされていないわけです。だから、その辺は私も難しい憲法の中でもそのぐらいのことはわかるものですから。だから、そういったことについて、早期実現を求めていくのではないのかと。

また、実際、起こり得るであろうということが、南海・東南海地震にしたって、そういうことがありありとあることですし。だから、そういったことから憲法改正について、やはり早期改正をということから意見書を求めるものでございます。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

私ばかりで申しわけないですけども。

1つは、我が国を取り巻く東アジア情勢で、マイナスの面も確かにございます。しかし、今、ベトナムやとかフィリピン、インドネシア、東南アジア諸国連合がございませけれども、ここへ向いてやはり協力の体制、多国間で1国1国だけではなしに、多国間でお互いに安全保障をしていく。こうした機運がどんどん広まっておる。このことも事実であります。

昔は、東南アジア諸国連合といったら、アセアンというのはやはりアメリカの庇護のもとにといいますか、そうしたことでございましたけれども、平和の外交を進めていく、紛争を戦争にしない。こういうことを前提に協力関係、いろんなところで小競り合いはあっても、これを2国間の戦争にしていかない。こういうストップの機能が果たされております。

そこへ向いて、ヨーロッパであるとかアメリカであるとか、もちろん、中国であるとか、そういうところが入っていく。そういうことであります。だから、外交。いずれにしても戦争を始めたらどうするんですか。やってやってやり切って、その民族を滅亡させていくんですか。戦争を始めても外交が必要なんです。戦争を始めない外交というのが必要なんです。戦争をとめていくのも外交です。話し合いです。そのことを、皆さん、僕も肝に銘じていきたいなど。話し合いが基本なんです。そういう機運をつくっていくことこそ、軍備を増強するのではなしに、9条をかえて、軍備を増強していく、憲法を変えるために3分の2の力があればいい。半分の国民の支持があればいい。こういうことではなしに、話し合いをしていく、外交力を高めていく。そのことが大事やというふうに思うわけですけども、この質問で終わりますが、いかがお考えか。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

外交は外交でやっぱり、そういうことはしなければならぬということは重々わかります。だから、憲法を改正したからっていうて戦争をするというのを言っていないわけです。攻めてこられたときどうするかというような話をせんとだめだと思ふんです。現に、それは今、廣畑議員と平行線をたどることになるかもわかりませんが、結局、攻めてこられたときどうするかと。攻めてこないという確率はないわけです。

攻めてこられたときどうするか。だから、憲法を改正したからといって、結局戦争をする

とは一言も言っていないわけです。だから、話し合いは話し合いでしなければならないことなんですけど。だから、西沙諸島にしても、中国が開発しているわけです。そのことについて話し合いに乗っているけど、中国そのものは全然動いていないわけです。耳を傾けようとしません。そういった場合について、国益を守る話の中でどうするかというようなことだと思っんです。それは、先ほどおっしゃっているように、東南アジア、アセアン諸国連合の中でやっぱりそういうような話をしていくような話になっていっているんでしょうけども、なかなか前へ進まない。尖閣についてもそういうようなことがあるわけです。

だから、それは何かというたら、中国が力をつけてきたから、そういう形で来ているわけです。その力をつけてきていることに対する対抗するものも必要ではないのかというように、私は思うわけです。何も戦争するということばかり、軍隊を持つ、憲法を変えるから戦争をするということは申し上げてないわけです。今まで平和であったのが、本当にありがたい話の中で、そのことはやっぱり安保の中で、そういうような格好で来ているわけだと、私は思うわけです。その安保があって、アメリカとの安全保障条約の中で来ていた話の中で、やっぱり今、アメリカの力がなくなってきたという話の中で、自国は自国で自分の国は自分で守るという話の中で、憲法を改正し、守っていけるようにしていくべきではないのかと。何もそういうことをしたから戦争するということを上げているわけではないわけです。

いま1つは、やっぱり、そういうような形になった場合に、声を上げて内政干渉的なことを中国なり韓国なりおっしゃっていますけども、それはやはりそういうのがあれば、今までの日本に対する伝家と言ったらおかしいんですけども、そういう結果があったからということもなるんでしょうけど、やっぱり、そういう話の中で、戦争をしないというような話の中で来ている状況ですから、やっぱりそれは国民も黙って話でしようし、変えることは変えても、そういう格好の対応をしていかなければならないというようなことを思うから申し上げているわけです。

以上でございます。

○議 長

12番 南君

○12 番

国会論議に近いような話を聞かせていただきましてありがたいんですけども、国会の中でもいろいろ難しいというのですか、議論がなかなか一致しないというのですか、ましてや町議会において、こういう論争したって、なお一層難しいと思っんです。

要は、国民合意というのですか、町民合意もできていないときに、白浜町議会としてこの憲法改正をとる要望を出すというのは、少し早いのでは。もう少しある程度の議論が進んでから、出すほうがいいのではないかと思っんですけれども、その点どうでしょうか。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

12番の南議員の質問にお答えします。お答えになるかならんかわからんですけども。そんな話ばかりで大変申しわけないんですけど。

ただ、国会ではそういうことでされていますけれども、やはり、国会だけでなしに、我々

もそういう話をしてもいいんじゃないかなと思うものですから、してやっぱり、そういうことを訴えて、国民として訴えていくべきではないのかということで、こういう形のことを、私は提案させていただいたわけです。

だから、今までそういうのがなくて、突然にこういう格好きたものですから、きたものというか、そういう形になったものですから、やはり、そういうことについての戸惑いのある方もいらっしゃるかも知りませんが、やっぱり議論をするということは、民主主義でしょうし。その中で、やっぱり多数決の原理の中で進めていくということにもなるでしょうし。多数決の中でもやっぱり議論をする過程が大事ではなからうかと思うものですから、そういうことでさせてもらっているということです。

今回、私は時期尚早と今、南議員がおっしゃったんですけど、論議していくべきではないのかというようにおっしゃってくれたんですけど、私はそんな中で、猶予を許すような状況でもないのではないかと、私個人としまして。だから、そういう形の中で、できれば皆さんに賛同いただく中で、こういう形のことを提出したいなと思うわけです。

以上です。

○議 長

傍聴人に申し上げますが、私語を謹んでください。

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

10番 廣畑君(登壇)

○10 番

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書に対して、反対討論をしたいと思います。

70年の間、改正されなかったことは、この間、憲法が国民の中へ涵養されて、ようやく国民の支持をこの70年の間に得てきているのではないかなというふうに思います。例えば、9条の戦力不保持は、自衛隊が海外へ出ても、1人の外国人も1人の自衛隊員も殺し殺されていないことを見れば明らかです。

戦争は外交で解決する。道徳や倫理、愛国心などを国民に押しつけることは、立憲主義にありません。家庭教育や日常の人間関係の中ではぐくんできていくべきもの、このように考えます。日本国憲法の主権在民、平和主義、基本的人権の尊重は、人類普遍の原理であって、そのときの政治が変更すべきものではありません。立憲主義から非立憲主義への後退、平和主義から戦争する国へ、また、天皇の元首化による国民主権の後退、国民の権利拡大には後ろ向き、こうした憲法を巡る動きを促進する、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書には反対をいたします。

○議 長

13番 玉置君(登壇)

○13 番

私は六十数年生きてまいりまして、本当に日本に生まれて大変よかったな。これが憲法のおかげであるかどうかはわかりませんが、それだけの問題であるかどうかはわかりませんが、平和な国・日本に生まれて大変うれしかった。今でもうれしいと思っています。



これが永遠に続くことを願うものでありますが、しかし、憲法の問題については、以前、憲法解釈、いわゆる集団的自衛権の解釈の問題をめぐるまして、橋本内閣やったか、何内閣だったか、石油を向こうで、軍の艦船に日本の国の石油が向こうへ、それは集団的自衛権に当たるかどうかという問題で、いろいろ議論してきたと思います。

ですから、そういう内容も含めて、議論は拙速ではないと私は思っています。まず、中身は私、本当に憲法なんていうのはぼんやり暮らしてきたものですから、憲法を讀んでずっと勉強したわけでもないですし、本当に内容なんていうのは、憲法学者じゃないし、頭がよくないからわからんのですが、一部、やはりちょっと齟齬があるなというところが何カ所か見られます。

それは、1つは先日、婚外子の問題で、いわゆる相続権の問題で判決がございました。その中で、私は日本というのは数字的な合理性をもって判決を出すと、私はこのように思っておりました。そのときに、裁判官が婚外子にも100%の相続権があるんだと判決を出しました。私はこれについては、非常に合理的ではないと。それはどういうことかと言うと、100%相続権を持った旦那さんと100%相続権を持った奥様からできた子どもが、奥様の半分と旦那さんの半分と相続をすると100になる。しかし、婚外子の場合は、婚外の女性の方には相続権が0なんです。相続権0の半分は0です。しかし、片一方の方は100%持っています。ですから、100%の半分は50なんです。それを足すと50という従来の取り決めは、非常に合理的であったと、私はそのように判決を思いました。

そこで考えたときに、裁判官は一体何を基準にして、そういう判決をしたのか。それは憲法にあるいわゆる人間が幸福を追求する上で平等である。皆平等なんだ。その子に何も罪はないんだ。そういう平等、数字的にあわせないものを数字的な合理的なところの判決に至ったわけです。ここに裁判官の判断の基準が、数字的なものから数字で割り切れないところに判断基準を置いたと、私はこう思ったんです。

そのときに、憲法解釈に戻りますけれども、外交の問題でいろいろやりとりがありましたけれども、一番憲法の序文だけは私も知っています。「諸国民の公正と信義に信頼をして」、こういう序文がありますけれども、ここに私は、日本の国の基準と判断基準、いわゆる地政学的に言うと、いわゆる竹島の問題であったり、尖閣の問題であったり、いわゆる航空識別圏の問題であったり、領有権の問題であったり、そういうところなんです、国と国とによって、本当に公正と信義なのかと。この基準は日本国も他の国も基準は一緒なのか。基準が違えば、外交も違うんです。基準が同じでなければどんなに外交努力をしても、まとまる話もまとまりません。舞台が違いますから。

1つの考え方として、基準を日本国の憲法の中で法律で定められて、今まで定められた裁判で最高裁で決まったことでさえも、見方を1つ変えることによって、裁判結果が全然違って来るんです。そういう中で、私はそういう序文の中でさえも本当に諸国民の公正と信義、それは数字で割り切れないものです。こうだから公正だ、こうだから信義だということは割り切れない。

そんな中で交渉をしていかなあかん。では、本当にその序文が今の世界中の判断、いろんな領土問題とかを判断する中で、それが本当に生かされるものかどうかというところに、私は疑念を持った次第でございます。

各個別の9条であるとか、例えば、天皇陛下の問題であるとか、そういうことはよくわか

りません。しかし、その一番序文のところは、本当に公正と信義は1つなのか。というところに考えると、その部分は少し削除をしたり文言を変更したりしなければならないのではないだろうかというふうに思うわけです。

ですから、この憲法が70年前に制定されて、いろいろと石原元都知事ではないですが、寸法が短くなったり長くなったり、いろいろ齟齬が出ているというふうな考え方の中で、どういうふうに変えるかというのは、国民の皆様方に議論を待たねばなりませんけれども、しかし、その一番序文のところについては、何カ所かについては、やはり今の時代に合わない。今の時代に合わないというよりも、これが欺瞞であるのではないかなとさえも思えます。

ですので、憲法についてはいろんな解釈を変更するのではなく、集団的自衛権の問題でもありますが、その都度その都度、内閣の解釈を変えるという、こういう姑息なやり方ではなく、いわゆる全体を見直す、もう一度、一に戻って将来の子どもたちの幸せのために、戦争を起こさないためにも、このあたりを考えて、ちょっと変更をしたら、憲法改正ということに前向きに取り組んだらどうかと、私はこのように思っております。

以上です。

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

発議第5号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議 長

起立少数であります。

従って、発議第5号は否決されました。

---

### (13) 日程第13 発議第6号 議員派遣について

○議 長

日程第13 発議第6号 議員派遣についてを議題といたします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定いたしました。

---

### (14) 日程第14 発委第10号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

### 日程第15 発委第11号 閉会中の継続審査申出書 (決算審査特別委員会)

○議 長

日程第14 発委第10号 閉会中の継続調査申出書、日程第15 発委第11号 閉会

中の継続審査申出書を一括議題とします

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって平成26年第3回定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり町長からあいさつの申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君(登壇)

**○番 外(町 長)**

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月2日に本定例会を招集させていただき、本日まで議員各位には、提案いたしました案件をはじめ、観光施策、福祉施策、教育行政、産業振興施策、防災対策等、町政全般にわたり鋭意ご審議をいただきまことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見・ご提言を真摯に受けとめ、行政運営に生かしながら、各種施策の一層の進捗をはかってまいりたいと存じます。今後とも議員各位のご指導・ご鞭撻をいただきながら、町政の進展に職員とともに一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

**○議 長**

あいさつが終わりました。お諮りします。

本日をもって白浜町議会平成26年第3回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成26年第3回定例会はこれをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、12時05分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 9 月 17 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員